

2019年度 環境省概算要求

(環境計画課事業)

背景・目的

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な地域づくりを担う人材育成を行うこととしている。
これを受け、各地域における「地域循環共生圏」の創造に向けた取組を強力に推進するとともに、それらを担う人材を育成していく。

事業目的・概要等

事業概要

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～⑤の業務を行う。

①持続可能な地域づくりのための人材育成
地域づくりを担う人材を育成するため、先進的な地域から、新たに地域づくりに取り組む住民・事業者・行政・NPO/NGO等に対しノウハウを伝授するための研修会（実地研修を含む）等を実施する。

②地域協議会の運営支援
住民・事業者・行政・専門家・NPO/NGO等が対等の立場で参加し、構想の策定、構想に基づく計画の策定等を行う協議会の運営を支援する。

③地域循環共生圏創造支援チーム形成
地方公共団体等が、地域の有する資源の調査や活用方策の検討等を行い、都市と農山漁村の交流・連携事業、都市鉱山の利活用、食品ロス対策、地域を象徴する生物の保全と連動した農産物のブランド化や観光振興などの地域循環共生圏創造に向けた計画の具体化にあたって、必要な支援を行うチームを形成し派遣する。チームの派遣により、官民協働で、地域の実情に応じた地域循環共生圏創造に向けた事業計画を策定し、実現に際しては、関連する予算事業により支援していく。

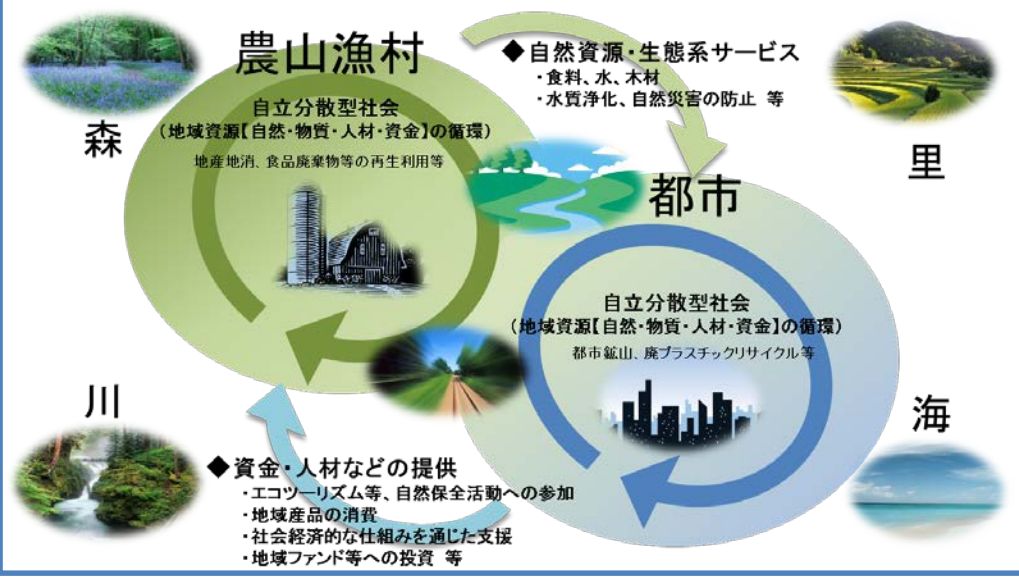
④総合的分析による方策検討・指針の作成等
先進的な事例を調査して詳細に分析・評価し、その結果を他の地方公共団体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。

⑤戦略的な広報活動
都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウムの開催、国内外への発信）等を実施する。

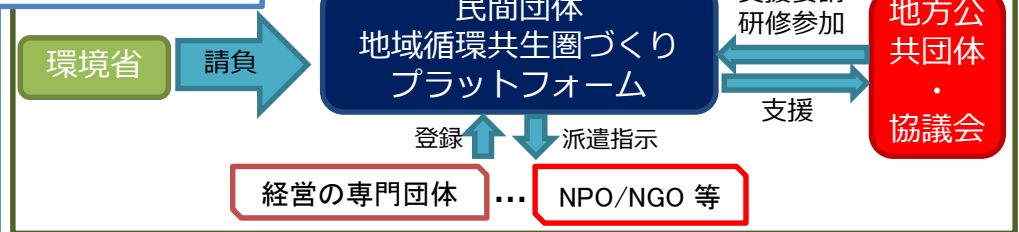
地域循環共生圏

イメージ

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
→地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
→地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



事業スキーム



実施期間：2019～2023年度

期待される効果

今後5年間で地域循環共生圏の創造に取り組み、地域の経済・社会の課題を環境政策を通じて同時解決し、環境ビジネスの創出等を通じて、地方を元気にしていく。

背景・目的

自然災害の激甚化や記録的な酷暑など気候変動の影響が懸念されるとともに、様々な地域の課題が顕在化している。環境省が進める地域資源の活用による低炭素な地域づくりは、こうした課題にも対応するものであり、今後一層取組を強化していく必要がある。また、従来の再エネに加え、2019年以降順次買取期間が終了する住宅用太陽光発電の再エネも今後地域資源としての活用が期待される。

このため、各地で自治体や企業、さらには住民が一体となって、地域循環型の取組を底上げし、推進していくための効果的な支援策を強化する。

これにより、第五次環境基本計画に謳われた地域資源を持続可能な形で最大限活用する「地域循環共生圏」を念頭に置いた、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。

事業概要

(1) 地域資源を活用した環境社会調和型の再エネ事業・買取期間終了後の再エネ活用事業の実現可能性調査支援

地方公共団体と地元企業等が連携し、再エネを拡大する事業やFIT買取期間終了後の再エネ由来電力を活用する事業について実現可能性の調査を支援。

(2) 地域の循環資源を活用した資源生産性の向上に係る事業の実現可能性調査支援

地方公共団体が地域の循環資源を活用して実施する、①地域の資源生産性向上、②低炭素化の推進、③地域経済の活性化の3つを同時達成する事業について実現可能性の調査を支援。

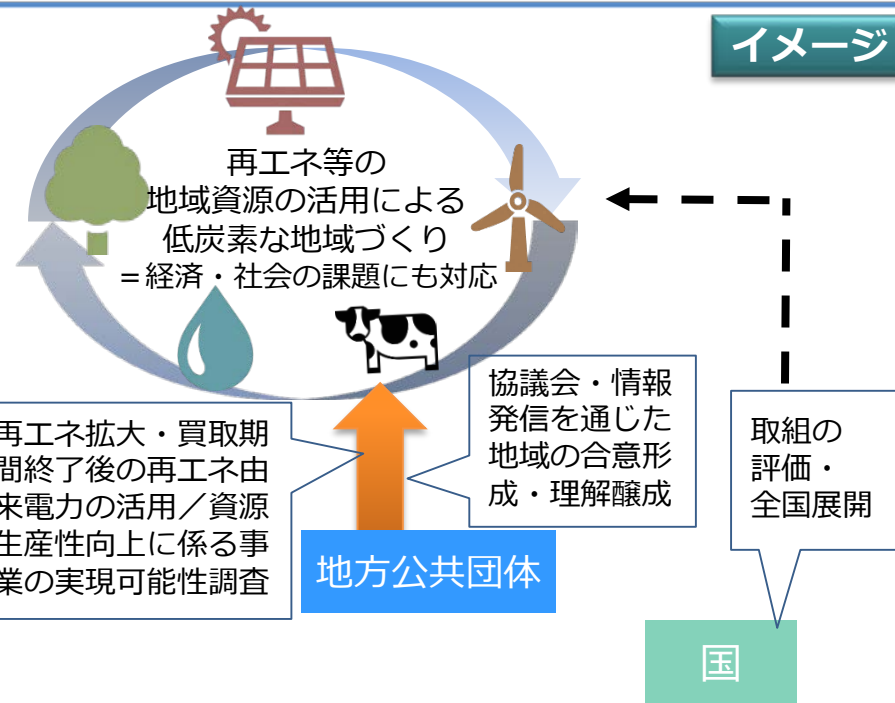
(3) 住民参加型協議会の運営及び情報発信支援

地域資源である再エネや余剰電力を地域内で製造・供給・利用する取組は企業だけでなく消費者である住民の理解と後押しが必要。こうした低炭素な地域づくりの仕組みを作り上げるため、地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成等を行うための取組や、必要な情報や知見を周知する取組を支援。

(4) 取組の評価・検証及び全国展開のための広報活動

(1)～(3)の取組について評価・検証を行うとともに、優良な事例を全国展開するための広報活動等を実施。

事業目的・概要



事業スキーム

事業実施期間：2018～2023年度

環境省

非営利法人

地方公共団体

<(1)～(3) 間接補助事業／補助対象者：地方公共団体>

(1)・(2) 補助率：定額（上限1,000万円）

(3) 補助率：定額（上限300万円）

<(4) 委託事業／委託対象者：民間事業者等>

期待される効果

- ✓ 再エネの拡大・買取期間終了後の再エネ由来電力の活用及び資源利用効率の最大化など、地域資源を活かした低炭素な地域づくりに係る事業の事例を形成。
- ✓ 各地域で地域循環共生圏の創造に向けた取組を横展開。



背景・目的

- 国の地球温暖化対策計画が策定され、2030年度の温室効果ガス削減目標が掲げられた中、地方においても、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の策定と施策の強化が不可欠。
- 国による調査・分析を踏まえたソフト支援により、実行計画の策定率の向上やその内容の強化・拡充、PDCA推進体制の整備を通じて、地域における低炭素社会を実現。

事業スキーム

- ◆ 1～4. 委託先：民間事業者等 ◆ 実施期間（平成26～32年度）
 - ◆ 5. 補助先：地方公共団体等 ◆ 実施期間（平成30～34年度）
- 補助率：定額

事業概要

1. 実行計画の調査・分析・フィードバック
2. 地域の温室効果ガスインベントリ構築支援等
3. 実行計画PDCA強化体制の支援
4. 実行計画策定マニュアル説明会等の開催等
5. 人材派遣等による低炭素化事業の案件形成支援

期待される効果

- 地球温暖化対策計画に即した実行計画の策定率をそれぞれ平成32年度までに80%、平成42年度までに100%を目指すこととする。

イメージ

1. 実行計画等の調査・分析・フィードバック

地方公共団体における実行計画の策定状況等を調査して詳細に分析・評価し、その結果を地方公共団体に対してフィードバックすることにより、地方公共団体の取組の充実を促す。



2. 地域の温室効果ガスインベントリ構築支援等

実行計画における温室効果ガス排出量推計について、地方公共団体が収集可能なデータ及びその収集方法並びに実際に使用されている推計手法や対策・施策実施状況モニタリング手法等に関する情報を収集・分析し、実行計画における実態に即した推計手法等を検討する。その上で、推計支援ツールや温室効果ガス排出に係るデータベース等を作成し、情報提供する。

3. 実行計画PDCA強化体制の支援

実行計画のPDCAに係る支援モデルを検討し、支援を希望する地方公共団体において実証を行うとともに、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業で過年度に補助を行った地方公共団体において、PDCA体制の構築・強化等がどの程度行われているか検証を行う。

また、地方公共団体実行計画の策定・実行・評価・支援に係る業務を効率化・高度化するための情報システムを運用・改善する。

4. 実行計画策定マニュアル説明会等の開催等

実行計画策定マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成を検討する。

また、地方公共団体と地域金融機関両者の合同研修等の実施により、地域金融機関との連携モデルの創出支援等を行う。

5. 人材派遣等による低炭素化事業の案件形成支援

低炭素な地域づくり（地域の再エネ事業や公共施設の省エネ等）に資する持続可能な事業の案件形成を促進すべく、専門人材を派遣し、地方公共団体への研修・助言を行う。



地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

－公共施設のCO2排出削減に向けて－

2019年度要求額
6,000百万円 (3,270百万円)
(うち要望額2,640百万円)

背景・目的

- 気候変動の脅威に対する世界全体の取組として、パリ協定の下、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）に基づき、国内の温室効果ガスの大幅な排出削減が喫緊の課題とされている。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「**地方公共団体実行計画事務事業編**」（以下「**事務事業編**という。）を策定し、PDCA体制を通じて**公共施設等からの温室効果ガス排出の削減**に努めるとされている。
- 国は、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組の大胆な強化・拡充、また、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促し、国が定めた2030年度に2013年度比温室効果ガス26%減、とりわけ地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減の目標に向けて本事業を推進する。

事業概要

○事務事業編に基づく**省エネ設備等導入支援事業**

事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

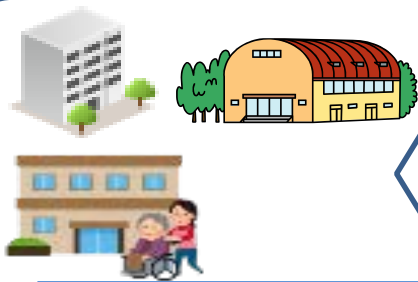
事務事業編の強化・拡充

- ・首長をトップとした取組実行体制の整備
- ・省エネ診断等による計画的な設備導入の促進 等



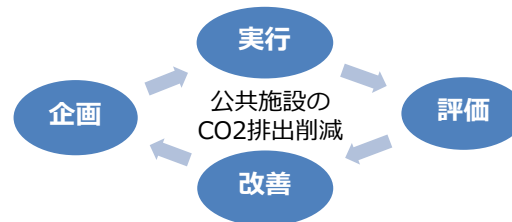
空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等

導入



公共施設（庁舎等）の新築・改築時に省エネ設備等を導入

カーボン・マネジメントのイメージ



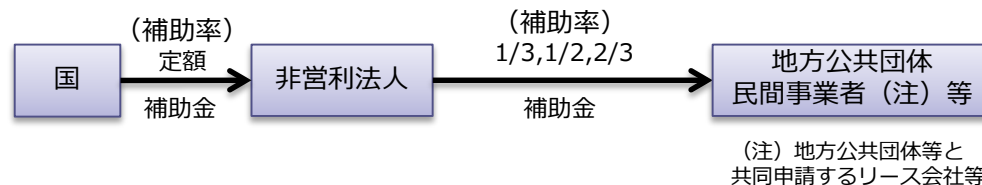
全庁的な体制でCO2削減対策の
Plan/Do/ Check/Act

対策ノウハウの
幅広い普及

※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間：2016年度（平成28年度）～2020年度



補助対象：地方公共団体等

補助割合：都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等)：1/3、地方公共団体の組合：1/2、その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3

事業期間：公募時に原則2年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。



再生可能エネルギー・電気・熱自立的普及促進事業

(一部経済産業省・農林水産省連携事業)

2019年度要求額
6,900百万円 (5,400百万円)

背景・目的

平成28年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業概要

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

期待される効果

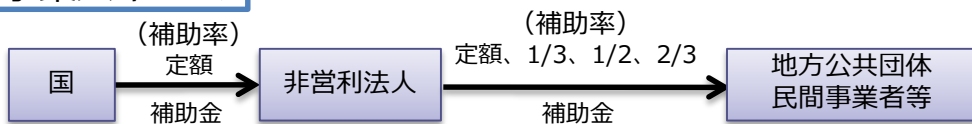
再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー・電気・熱の将来的な自立的普及を図る。

また、営農地における地域の実情に応じた、再生可能エネルギーの普及拡大を図るための方策が確立され、段階的なCO₂削減を図ることが可能となる。

さらに、地域特性に応じた蓄エネ等技術の導入方策が確立され、段階的CO₂削減が可能となる。

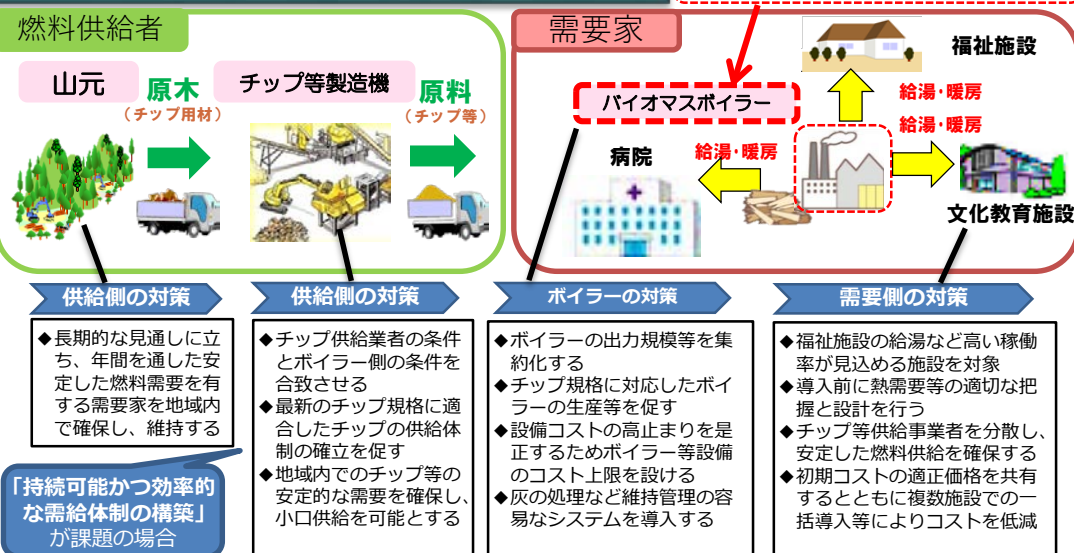
事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（最大5年間）

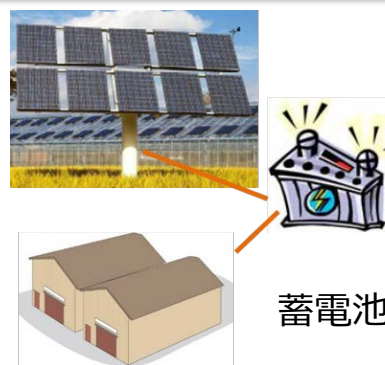


事業イメージ (木質バイオマスの例)

設備補助対象は、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する設備と付帯設備

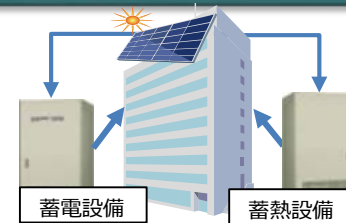


(営農前提の導入例)

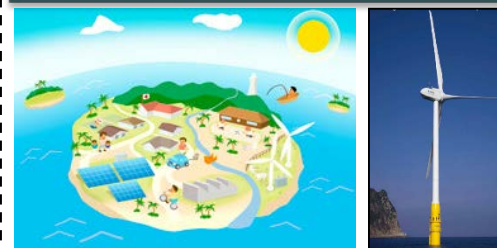


農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への供給

(蓄エネ等の例)



(離島・海洋再エネの例)



事業メニュー	事業概要	補助対象者	補助率
①再生可能エネルギー設備導入事業（経産省連携事業）	・再生可能エネルギー発電設備（※1）、熱利用設備（※2）の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	太陽光発電設備:1/3(上限あり) 太陽光発電以外の設備:1/3、1/2、2/3(設備ごとに異なる)
②再生可能エネルギー設備導入事業化計画策定事業	・再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入に係る調査・計画策定を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	・定額（上限1,000万円）
③温泉熱多段階利用推進調査事業	既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業	地方公共団体 非営利法人等	定額（上限2,000万円）
④離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入事業	・本土と送電線で系統連系されていないオフグリッド型の離島において、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備、自営線等の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人 民間事業者等	2 / 3
⑤熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業	バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備の余剰熱を有効利用し、地域に面的な熱供給を行う場合において、熱供給範囲の拡大に必要な導管等の設備の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	・政令指定都市以外の市町村（地方公共団体の組合を含む。特別区を除く）:2/3 ・上記以外の者:1/2
⑥再生可能エネルギー事業者支援事業費	・民間事業者において、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入を行う事業	民間事業者	太陽光発電設備:1/3(上限あり) 太陽光発電以外の設備:1/3、1/2、2/3(設備ごとに異なる)
⑦再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業（農水省連携事業）	ア. 営農地等において、再生可能エネルギー発電設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業	地方公共団体 農業者 非営利法人 民間事業者等	定額（上限1,000万円）
	イ. 営農地等において、再生可能エネルギー発電設備等の導入を行う事業		1 / 2
⑧蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業	オフグリッド型の離島以外の地域において、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人 民間事業者等	1 / 2



地域低炭素化推進事業体設置モデル事業

2019年度要求額
100百万円（100百万円）

背景・目的

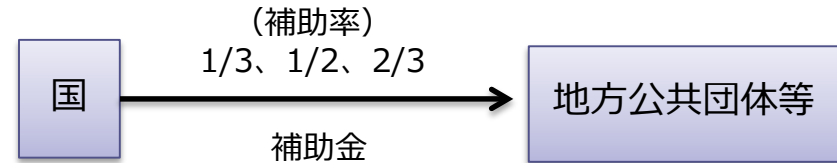
- 地域新電力のような、地域の再生可能エネルギーの活用等により低炭素化を推進する事業体には、民間の創意工夫の下、地域における面的な低炭素化を、事業として持続的に展開することが期待できる。
- こうした事業体が自立的に普及するには、地方公共団体の積極的な参画・関与の下、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かして、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促すことが必要である。

事業概要

地方公共団体の積極的な参画・関与の下、低炭素化事業を実施する事業体を地域金融機関、地元企業、一般市民等の出資によって設置する場合に、事業化（事業体の立ち上げ又は拡充）に係る費用の一部を補助する。

事業スキーム

実施期間：平成30年度～32年度（最大3年間）

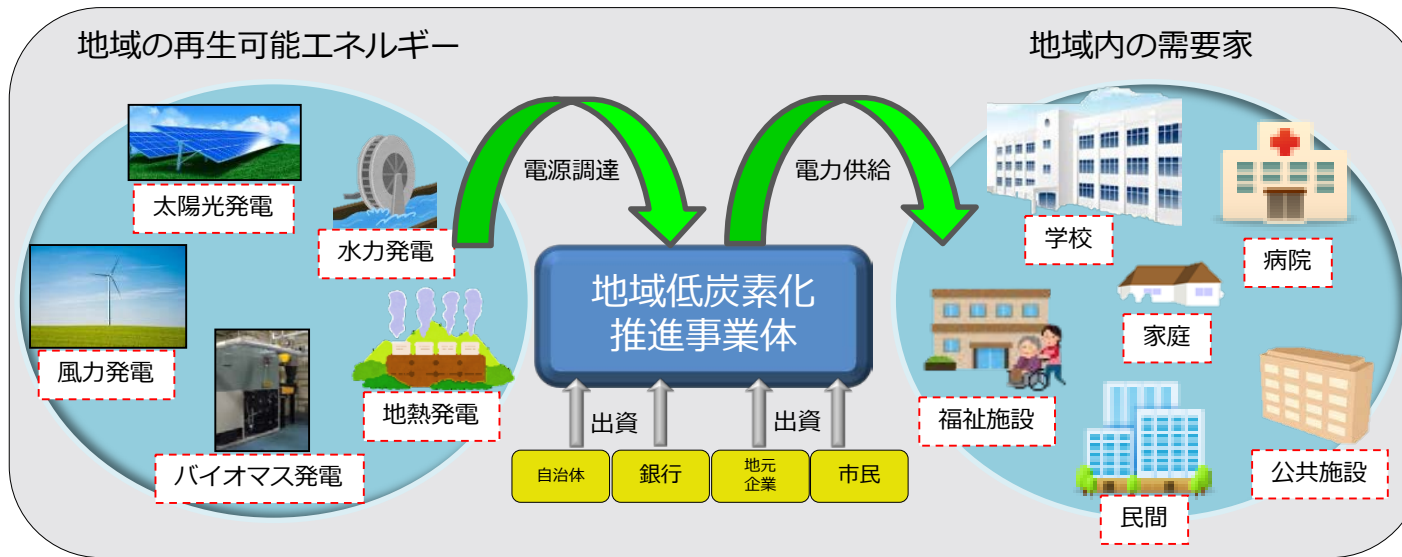


事業目的・概要等

期待される効果

- 地域の低炭素化の自立的な普及を促進する事業体の形成
- 将来的な他地域への自立的普及に向けた事業モデルの確立

イメージ



- <事業体の主な特徴（例）>
- 地方公共団体の積極的な参画・関与
 - 地域金融機関の協力（資金調達、事業性の評価等）
 - 地元企業や一般市民の出資
 - 電源調達に占める再エネ比率の向上（CO2排出係数の低減）
 - 需給管理等の事業ノウハウ蓄積
 - 地域課題の同時解決 等



背景・目的

- 地球温暖化対策計画が掲げる目標達成に向け、地方公共団体では、公共施設にある全ての資産を有効に活用する必要がある。
- 例えば、防災拠点等では、災害時に限定したシステムが構築されている場合が多く、平時での分散型エネルギーを活用した仕組みの構築を防災拠点等においても推進していく必要がある。
- 蓄エネの観点では、東日本大震災等を契機に各地で防災拠点等の整備が進められ、防災拠点等に導入されたのは災害時のみを想定した安価な鉛蓄電池等で、これは、多くの地方公共団体で平時に有効活用されず、また、設備の老朽化も進んでいる。
- このような鉛蓄電池をリチウムイオン電池等の高密度かつコンパクトな蓄電池に更新し、災害時の本来機能を逸脱しない範囲内で、平時にも再生可能エネルギーを自家消費に有効活用することで、地域の再生可能エネルギーの最大限の導入にも貢献できると同時に、蓄電池の長寿命化に資する。
- 本事業は、地域防災計画に位置づけられた公共施設等に再省蓄エネをパッケージで導入して災害時及び平時の運用の最適化を図る仕組みを構築することを目的とする。

事業概要等

地域防災計画に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等にて、防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、コジェネレーションシステム、未利用エネルギー活用設備、省エネルギー設備、蓄電池、自営線等を導入する事業を支援する。

事業スキーム

実施期間：2019年度～2023年度

補助対象：地方公共団体、民間団体等（間接補助）
補助対象設備・補助割合：

- ①再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらに付帯する設備（蓄電池、自営線等）：
 - ・ 財力指数が0.8未満の地方公共団体 3/4
 - ・ 財力指数が0.8以上の地方公共団体又はその他の法人 2/3
- ②省エネルギー設備（対象施設内の高効率空調、高効率照明等）及びそれに付帯する設備（配管等）（①の設備を設置した施設に限る。）：
 - ・ 財力指数が0.8未満の地方公共団体 2/3
 - ・ 財力指数が0.8以上の地方公共団体又はその他の法人 1/2

イメージ

